

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会産業保安基本制度小委員会（第9回）（書面開催）

－議事概要－

審議期間：令和4年5月26日（木）

書面での開催理由：

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会（第8回）の開催に先立ち、緊急に開催する必要性があり、書面審議を行うこととした。

回答者一覧：

若尾委員長、伊藤委員、内山委員、大畑委員、坂本委員、白坂委員、菅原委員、竹内委員、辻委員、南雲委員、久本委員、又吉委員、松平委員、三宅委員、柳田委員、山地委員（委員長を除き、五十音順）

議事：

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会産業保安基本制度小委員会の審議会資料の訂正について

審議結果：

議事について書面審議を行った結果、各委員の判断に変更はなく、小委員会としての結論にも変更はないこととなった。

なお、委員からの意見は以下のとおり。

- 配布資料の一部に誤りがあったことについては残念でしたが、修正内容は本小委員会第8回会合までの議論に影響を及ぼすようなものではなく、小委員会での私の発言内容、および小委員会の結論を変更する必要はないと考えます。小委員会での結論に沿った制度改正を速やかに進めていただきたく、お願い申し上げます。
- 小委員会報告書に示された結論が早期に実現されるよう、法案審議が滞りなく進められることを期待します。
- 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会の報告書（令和3年12月21日付）の結論に賛成する。
- 審議会資料の検証が足りていなかったことは遺憾ですが、保安人材の枯渇化・高度保安レベル維持向上への危機感を共通認識とした、本小委員会報告書の結論に変更はないと考えます。

本年3月に認定取り消しされた事業所があるように、新しい認定制度下の運用であっても、国はしっかりと審査・監督し、安全確保の第一義責任がある事業者が、重大事故の検証や保安に携わる関係者への周知・教育などに引き続き取り組めるよう、双方向コミュニケーション構築を、今後展開して頂きたいと望みます。

以上